

ナーシングデイこすもす

業務継続計画（BCP）

目次

総論

1. 基本方針.....	1
--------------	---

I 平常時の対応

1. 建物・設備の安全対策.....	1
2. 電気が止まった場合の対策.....	2
3. ガスが止まった場合の対策.....	3
4. 水道が止まった場合の対策	
5. 通信が麻痺した場合の対策	
6. システムが停止した場合の対策	
7. 衛生面(トイレ等)の対策.....	4
8. 必要品の備蓄	

II 緊急時の対応

1. BCP 発動基準.....	7
2. 管理者が不在の場合の代替者	
3. 行動基準.....	8
4. 対応体制.....	9
5. 対応拠点.....	10
6. 安否確認	
7. 災害における対応内容の検討.....	11
8. 施設内外での避難場所・避難方法.....	12
9. 優先業務と復旧優先度.....	13

III 他施設との連携

1. 連携体制の構築.....	13
-----------------	----

IV 地域との連携

1. 連携体制の構築.....	13
-----------------	----

V 各種災害への対応

1. 火災対策.....	14
2. 地震対策.....	18
3. 風水害対策.....	20

総論

はじめに

地震や水害をはじめとした災害に対処するため、ここに BCP を定める。当 BCP は、わが事業所の従業員および関係者と資産、事業と業務の推進に大きな影響を与える災害に対し備えるものであり、次の 3 点を基本方針とする。

1. 基本方針

1. 事業所にかかわる人の安全を確保する

- 職員の安全を守る
- 職員家族の安全を守る
- 利用者の安全を守る
- その他当事業所にかかわる人の安全を守る

2. 事業所の安全と業務の早期復旧を図る

3. 必要時は地域住民の安全の支援を行う

なお、当 BCP によって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することになるので、従業員は、予めこの内容を理解し、できればシュミレーショントレーニングしておくことを推奨する。

I. 平常時の対応

1. 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

建物は令和 2 年築のため、新耐震性基準を満たし耐震性を有している。

(2) 設備の耐震措置

年に 2 回、防災訓練の日（5 月、10 月）に、施設・設備の定期点検表（下記）に添い点検を行う。

施設・設備の定期点検		（6カ月に1回 防災訓練の日）		
		点検日 年 月 日		
○設備の定期点検		可	否	備考
消火設備	消火器			吉備総合電設
	消火バケツ			
警報装置	自動火災報知機			吉備総合電設
避難設備	非常口			
	誘導灯及び誘導標識			吉備総合電設
	避難経路の確保			

○設備・備品の耐震性の点検		可	否	備考
	背の高い設備や備品は壁際に置いている			
	引き出し、扉には留め金がついている			
	棚は固定されている			
	重量物は棚の下部に収納している			
○ライフラインの点検		可	否	備考
水	飲料水(職員、利用者)			1人3ℓ
	生活用水(ポリタンク)			
電気	懐中電灯			
	電池			
	発電機			エンジンかける、オイル交換
○通信機器、車両の点検		可	否	備考
電話	送迎用携帯電話2台			
	携帯電話用充電器			
	車用充電器			
ラジオ	カーラジオ			
	ラジカセ			
車両	燃料の補充			
○利用者安否確認表の更新		可	否	備考
	前回からの更新			

2. 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
医療機器： 吸引器、人工呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> • 発電機の使用 • 呼吸器、吸引器は日ごろから充電しておく
情報機器： パソコン、テレビ、インターネット	<ul style="list-style-type: none"> • 発電機の使用
電動ベッド	<ul style="list-style-type: none"> • 手動にておろす（上げるのは手動では不可）
エアマット	<ul style="list-style-type: none"> • 発電機の使用 • 空気が抜けないようチューブを縛る
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> • 懐中電灯
冷暖房器具	<ul style="list-style-type: none"> • アルミシート、毛布、使い捨てカイロ、湯たんぽ • 発電機の使用

3. ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
給湯設備	・入浴は中止、必要時清拭にて対応

4. 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

備蓄場所：個人更衣ロッカーに2リットル飲料水2本保管

管理方法：個人で更新する

(2) 生活用水

毎週月曜日に個浴に水をはっておく 金曜日排水

稼働させるべき設備	代替策
トイレ	・簡易トイレ、おむつの使用
食事（利用者の食事はなし、職員のみ）	・食器にサランラップを使用
入浴	・入浴は多くの水を使用するため清拭にて対応

5. 通信が麻痺した場合の対策

災害発生時は、被災地への音声通話の集中等により通信回線が大変混雑し、非常につながりにくい状態になる事が予想される。そのため、電話以外の連絡手段を決めておく。

(1) SNS：職員間はLINE

グループLINEをあらかじめ作成しておく。

：利用者はまちこみメール配信

(2) 災害伝言ダイヤル：171



6. システムが停止した場合の対策

- ・PC・サーバ・重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく（上階への保管、分散保管など）。
- ・BCP そのものも重要書類として保管する。
- ・PC・サーバのデータは、定期的にバックアップをとる。
- ・いざという時に持ち出す重要書類

重要書類の原本はナーシングデイこすもすの書庫にある。

7. 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を検討、記載する。

(1) トイレ対策

【利用者】

- ・オムツ着用：

オムツ交換は定時に集中的に実施

【職員】

- ・断水、配管不備、浄化槽の損傷等により、トイレが使用できなくなった場合、職員は備蓄品の簡易トイレを使用する。

(2) 汚物対策

- ・排泄物などは、新聞にくるみビニール袋に入れて密閉する
- ・排泄物や使用済みのオムツなどの汚物は、以下の方法で処理を実施する。
保管場所候補： ごみ収集のタンクの中、いっぱいになったらこすもすの裏のごみ箱

8. 必要品の備蓄

- ・災害時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。
 - ※「備蓄品(非常用品)の定期点検表」
 - 「備蓄品(看護用品)の定期点検表」別紙参照
- ・点検は原則避難訓練が行われる月(年2回 5月・10月)に行う。
- ・定期的にもリストの見直しを実施する。
- ・消費期限がある備蓄品は、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替える。
- ・消費期限がある食品や飲用水は消費期限の年に行われる防災訓練の際に職員で消費する。

別紙 備蓄品（非常用品）の定期点検

備蓄品(非常用品)の定期点検	6カ月に1回	防災訓練の日 点検日 年 月 日
○設備・備品		
		備考
非常食(3日分)		有効期限(年 月 日)
飲料水(3日分)		有効期限(年 月 日)
新聞紙		
ガムテープ		
ラジカセ		
○照明・燃料		
		備考
発電器・蓄電器		
懐中電灯		
乾電池		
○生活用品		
		備考
ヘルメット		
軍手		
ゴム手袋		
マスク		
雨具		
ポリ袋		
洗濯ばさみ		
簡易トイレ		
ロープ		
使い捨てカイロ		
毛布		
タオル		
アルミシート		

別紙 備蓄品（看護用品）の定期点検

看護用品は備蓄品として分けて保管せず、倉庫にあるかを確認する。

備蓄品（看護用品）の定期点検 6か月に1回 防災訓練時に実施			
		点検日 年 月 日	
医療機器		生活用品	
	血圧計		紙おむつ
	聴診器		マスク
	体温計		ペーパータオル
	吸引機		ウェットティッシュ
	カテーテル・紙コップ		ティッシュ
	シリンジ		使い捨てカイロ
	パルスオキシメーター		トイレットペーパー
	ペンライト		毛布
			サランラップ
医療・衛生用品			割りばし
	ガーゼ(滅菌・非滅菌)		ヘルメット
	絆創膏・カットバン		新聞紙
	包帯		笛
	三角巾		バケツ
	綿棒		紙皿
	綿花・アルコール綿花		紙コップ
	消毒薬・アルコール		
	ゴム手袋		
	ハサミ		
	蒸留水・精製水		
	ワセリン		
	シリンジ		
	ガウン・プラスチックエプロン		

Ⅱ. 緊急時の対応

1. BCP発動基準

本書に定める緊急時体制は、山陰地方において、災害が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

BCP発動の災害基準

災害種別	発動基準	発動を検討
地震	震度 6 弱	震度 5 強以上の地震発生時は被害状況等により発動
津波	津波警報の発令	
大雨	警戒レベル 4 相当（氾濫危険情報発表）	警戒レベル 3 相当（氾濫警戒情報・洪水警報発表）
台風		

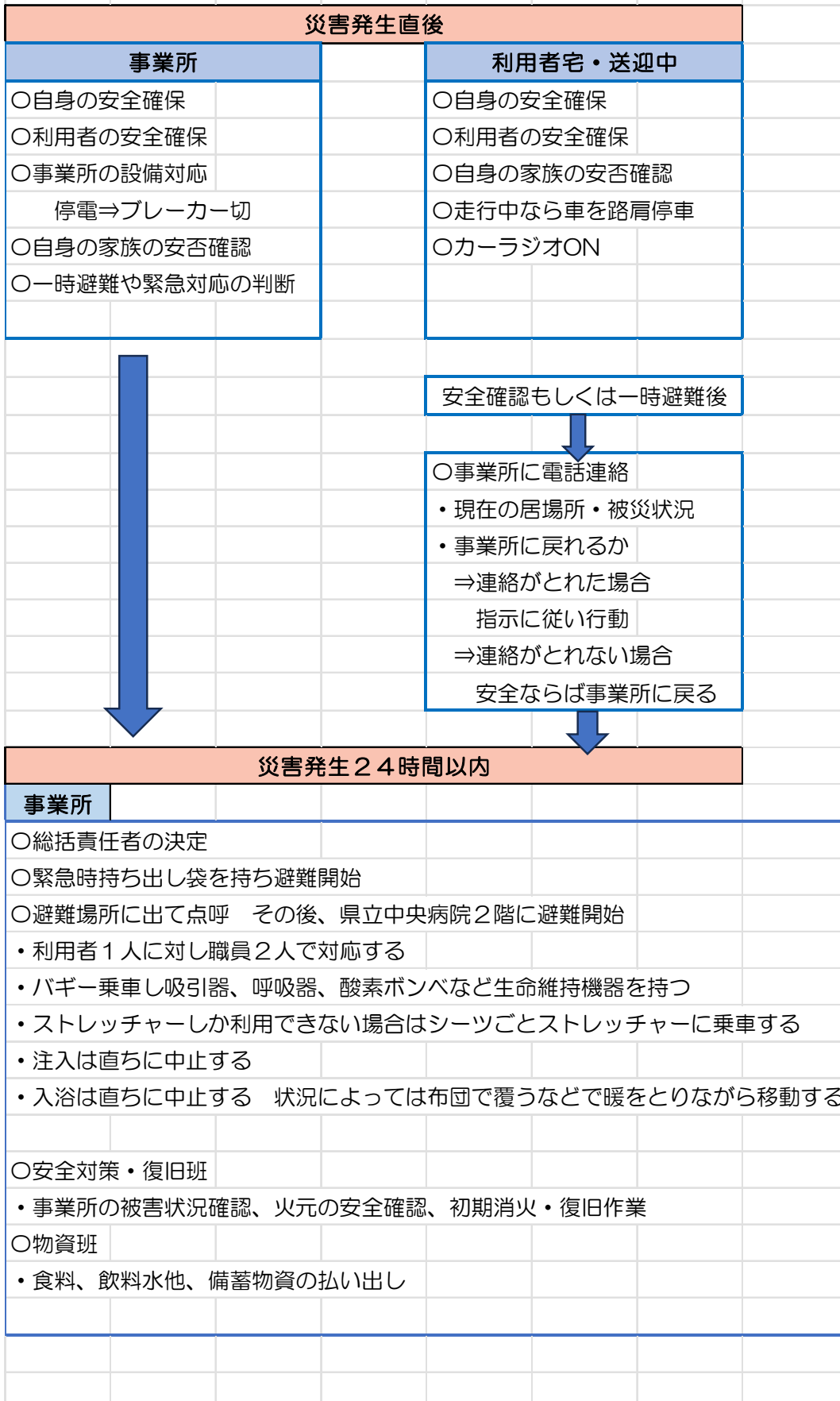
2. 管理者が不在の場合の代替者

管理者：所長

代替者①：主任

代替者②：当日のリーダー

3.行動基準 災害発生時フロー



4. 対応体制

災害時ナーシングデイこすもす役割分担表

◎班長 ○副班長 *災害時に班長が動けない場合は副班長が担当する

担当部門	業務内容	担当者
総括責任者	<ul style="list-style-type: none">・ 非難の判断等防災対策に関わる指揮・ 全体の管理・ 他機関との連携	所長 主任 当日のリーダー
安全対策・復旧班	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所の被害状況確認・ 火元の安全確認、初期消火・ 復旧作業	介護職員
物資班	<ul style="list-style-type: none">・ 食料、飲料水他、備蓄物資の払い出し・ 日常の物品点検	当日運転業務担当
利用者対応	<ul style="list-style-type: none">・ スタッフの安否確認・ 利用者の安否確認・ 利用者の避難誘導・ 利用者のケア・ 利用者家族への連絡・ 送迎可能であれば利用者の送迎・ 主治医との連携・ ケアマネ、相談支援専門員との連携	当日のリーダー 看護職員

5. 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所

第1候補場所：看護協会

第2候補場所：ナーシングデイこすもす

6. 安否確認

職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく

○安否確認の方法

・施設内

職員の安否確認は各係で点呼を行い、総括責任者へ報告する。

・施設外（送迎中、自宅）

職員から事務所へ連絡をする。（災害時フローチャート参照）

連絡がこない場合には事務所から連絡をする。

業務時間外はグループラインで「本人・家族の安否、家屋の被害状況、出勤の可否」について報告する

○連絡手段

- ・災害発生時は、被災地への音声通話の集中等により通信回線が大変混雑し、非常につながりにくい状態になる事が予想される。そのため、電話以外の連絡手段を決めておく。

①SNS：グループLINE マチコミメールを使用

②災害伝言ダイヤル：171

The infographic is divided into two main sections: '伝言の録音方法' (Recording Method) on the left and '伝言の再生方法' (Playback Method) on the right.

伝言の録音方法 (Recording Method):

- Step 1: Dial 171. A voice guidance message will play.
- Step 2: Press 1. A voice guidance message will play.
- Step 3: Enter the disaster area's phone number in the format (XXX) XXXX-XXXX.

伝言の再生方法 (Playback Method):

- Step 1: Dial 171. A voice guidance message will play.
- Step 2: Press 2. A voice guidance message will play.
- Step 3: Enter the disaster area's phone number in the format (XXX) XXXX-XXXX.

8. 災害における対応内容の検討

- 職員、利用者の安全確保の為、災害時における事業所の対応内容を作成する。
「災害時における対応内容」下記参照
- 災害時に事業所サービスを中止する旨を、あらかじめ利用者に文章で説明しておく。

災害時（風水害）発生時における対応内容				
警戒レベル	防災気象情報	避難情報	対応	
			時系列	対応内容
警戒レベル 3	①大雨警報②洪水警報 ③高潮警報④大雪警報 ⑤暴風警報⑥暴風雪警報 ⑦洪水注意報または警報	高齢者等避難 開始	当日	通常通りに業務を行う ただし場合によっては早めにサービスを終了し帰宅をお願いすることもあり
警戒レベル 4	①土砂災害警報情報 ②記録的短時間大雨警報 ③顕著な大雨に関する情報④顕著な大雪に関する情報	避難指示 (危険な場所から全員避難)	前日	利用者・ケアマネジャーに連絡し当日の状況によりサービス提供の有無を「マチコミ」で連絡する旨を伝える。営業時間にケアマネジャーには連絡をする。
			サービス時間内に発令	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供中止 状況に応じて避難場所を決定 (①こすもす②研修センター2階③県立中央病院) 家族へ安否の連絡 被害状況により施設内での一時待機も含めお迎えの時間を連絡する
			当日11時まで解除	安全が確認できれば午後から通常業務
警戒レベル 5	①特別警報 ②県下およそ全域	緊急安全確保 (命の危険直ちに安全確保)	営業時間外	利用者にサービス提供中止を「マチコミ」で連絡する。営業時間にケアマネジャーには連絡をする。
			サービス時間内に発令	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供中止 状況に応じて避難場所を決定 (①こすもす②研修センター2階③県立中央病院) 家族へ安否の連絡 被害状況により施設内での一時待機も含めお迎えの時間を連絡する

地震発生時における対応内容				
警戒レベル	地震	避難情報	対応	
			時系列	対応内容
警戒レベル 3	①県内で「震度4」の地震が発生	高齢者等避難開始	当日	通常通りに業務を行う ただし場合によっては早めにサービスを終了し帰宅をお願いすることもあり
警戒レベル 4	①県内で「震度5弱」の地震が発生 ②津波注意報の発表（気象庁または大阪管区気象台）	避難指示（危険な場所から全員避難）	営業時間外	利用者にサービス提供中止を「マチコミ」で連絡する。営業時間にケアマネジャーには連絡をする。
			サービス時間内に発令	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供中止 状況に応じて避難場所を決定（①こすもす②研修センター2階③県立中央病院） 家族へ安否の連絡 被害状況により施設内での一時待機も含めお迎えの時間を連絡する
			当日11時までに解除	安全が確認できれば午後から通常業務
警戒レベル 5	①県内で「震度5強～6弱」の地震が発生 ②大津波警報または津波警報の発表（気象庁または大阪管区気象台）	緊急安全確保（命の危険直ちに安全確保）	営業時間外	利用者にサービス提供中止を「マチコミ」で連絡する。営業時間にケアマネジャーには連絡をする。
	①県内で「震度6強」以上の地震が発生 ②県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し知事が必要と認めたとき		サービス時間内に発令	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供中止 状況に応じて避難場所を決定（①こすもす②研修センター2階③県立中央病院） 家族へ安否の連絡 被害状況により施設内での一時待機も含めお迎えの時間を連絡する

9. 施設内外での避難場所・避難方法

(1) 避難場所・避難方法

・避難場所

事業所駐車場

駐車場入り口付近の出来るだけ建物から離れたところに避難する。

県立中央病院 2階会議室

療育園隣の入り口から入り、非常階段で2階へあがる

・避難方法

療養通所の自力で避難できない利用者は、車椅子、ストレッチャー、担架など利用し避難させる。

(2) 避難経路



10. 優先業務と復旧優先度

それぞれの事業の継続に必要な業務（重要業務）は、重要度（必要性レベル）に応じて以下のとおり分類する。

重要度については、上から順に高◎、中○、低△、停止×として分類する。重要度高の業務を災害時に対応すべき業務とし、災害対策本部の判断により中、低を取り入れて業務を行う。

あわせて、災害発生時特有の業務（追加業務）についても想定する。

優先業務と復旧優先度（平日の利用中に発災した場合の優先業務を記す）

◎夜間休日に発災した場合は事業再開ができるまで閉所とする

重要度：高◎、中○、低△、停止×

業務	重要度と目標 復旧時間	回数	必要な業務要素	対応策 (通常業務とは異なる点、代替 対応策など記入)
利用者療養	○ 2週間以内	適宜	ベッド、エアマット、電気	ベッドのギャジアップは手動に対応。 エアマットはチューブを縛り空気が抜けないようにする。空気が抜けたら発電機にて対応。
送迎	△ 2週間以内	適宜	自動車、ガソリン、職員、車椅子	ガソリンは常に満タンにしておく 通行可能な道の確認を行う
入浴介助	× 2週間以内	適宜		
服薬介助	○ 2週間以内	適宜	薬、シリンジ、水	水、シリンジは備蓄しておく
吸引	○ 2週間以内	適宜	吸引器、電気 水、吸引チューブ、ティッシュ、コップ	日ごろから充電しておく
呼吸器管理	○ 2週間以内	適宜	電気、アンビュー	日ごろから充電しておく、常にコンセントにさしておく
リハビリテーション	△ 2週間以内	適宜		可能なことを行う

Ⅲ. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1) 連携先との協議

① ナーシングデイこすもす利用者

- ・療養通所が災害にて利用できない場合、訪問看護と連携する。
- ・県立中央病院の嘱託医に依頼している。

Ⅳ. 地域との連携

1. 連携体制の構築

V. 各種災害の対応

1. 火災対策

【チェックポイント（火災対策）】

(1) 火災による災害の特徴

- ・火傷
- ・火災を前にして恐怖で身体が動かなくなったり、煙にまかれるなどして、身動きがとれなくなり、逃げ遅れる
- ・煙や熱傷等によって喉等をやられ、呼吸困難等となる
- ・難燃性の製品等から有毒ガス等が発生する など

※火災の特性

＜木造の場合＞

- ・建物全体から炎が噴出することもあり、他の建物へ延焼しやすい。
- ・壁づたえに炎が伝わり、気づかないうちに建物全体へ燃え広がることがある。
- ・火災により可燃性ガスが発生し、そのガスに引火して一瞬のうちに炎が広がることもある（フラッシュオーバー現象）。

＜耐火の場合＞

- ・煙が外部に出にくく、建物内に濃煙、熱気がこもりやすい。
- ・階段、エレベーター、配管スペースなどを伝わって上階へと延焼し、立体的な火災に進展する。

(2) 火災を発見したら

1. 人が発見した場合

大声で周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。

2. 自動火災報知設備等の作動によって発見した場合

- ・点灯した受信機の地区表示灯の場所と警戒区域一覧図を照合して確認し、現場へかけつける。
- ・現場に急行する際は、消火器を携行する。

3. 119番通報

○通報

・携帯電話による場合

火災を発見したら、直ちに119番通報を行う。

※可能であれば建物外に出ても通話可能な携帯電話を利用する

・火災通報装置による場合

ア ボタンをしっかりと押して、119番応答ランプが点滅したことを確認すること。

イ 消防からの確認のための呼び返しは、緊急時とは必要はない。

ウ 間違えて通報した場合、呼び返しや119番通報で間違いである旨を伝えれば、問題ない。

○通報要領

落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災の状況及び避難状況を正しくはっきりと知る（分かる範囲でかまわない）。

4. 初期消火

初期消火とは、出火直後で火が天井に燃え移るまでの消火活動のことである。この間の消火は、火災を大きくしないために非常に重要となる。

まずは自らの逃げ道を確保し、消火器等での消火活動が終わった際は、すぐに逃げられる態勢をとって消火活動に当たるようにする。

※「消火できない」の判断

天井まで火が上がった場合や消火器を1～2本使っても火を消すことができない場合は「消火できない」と考えられる。その場合、消火活動を中止し、火災の拡大を遅らせるために部屋の扉を閉め、炎を閉じ込めてから避難する。

○消火器の使用方法

- 1.安全弁（黄色いピン）を上引き抜く。
- 2.ホースを外して火元に向ける。
※炎に向けず、燃えているものに向ける
※火元から約5m離れた位置
- 3.手元のレバーを強く握りしめる。



5. 避難誘導

① 避難指示

初期消火活動の一方で、利用者に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

② 方法（緊急時マニュアル参照）

- ・携帯用拡声器を使用して火災の発生を知らせつつ、口頭で避難誘導等を行なう。
2階の訪問看護ステーションと協会に火災発生、火災場所を知らせる。
避難にあたり役割分担を明確にし、避難指示をする職員以外はすみやかに利用者の避難誘導にとりかかる。
- ・避難場所は、火災の状況に対応できるように、複数予定しておき、火災時にどこに避難させるか決定する。
- ・非常持ち出し袋に緊急連絡先ファイル、業務用携帯を入れて避難する

③ 火災避難時の留意点

- ・煙にまかれたり、炎の状況により逃げ場を失ったりするので、迅速な避難指示・避難誘導が必要となる。可能であれば2階の訪問看護ステーション職員や協会職員に避難援助を依頼する
- ・姿勢を低くして、ぬれたハンカチ等を口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ・車椅子、ストレッチャー、担架等を使用し、利用者の状況に合わせて避難の支援をする。
- ・延焼を少しでも抑えるため、ドア及び窓は閉め、鍵はかけないようにする
※ただし、地震の時はドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する
- ・いったん避難したら再び建物の中には戻らないようにする。

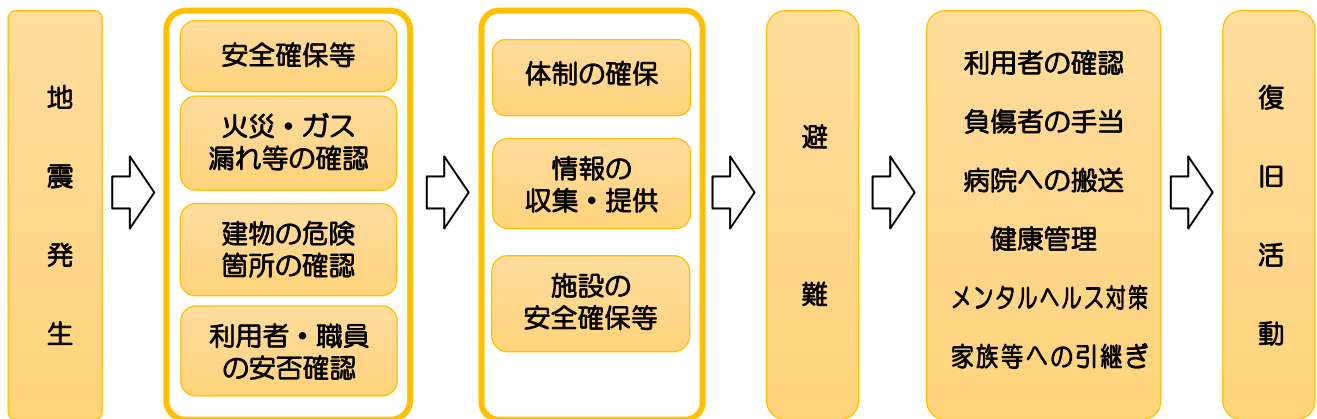
④ 利用者の確認・家族への連絡

- ・安全な場所に着いたら、すみやかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、それぞれ何名いるかを正確に責任者に知らせ、逃げ遅れた者がいないか確認する。

- 利用者家族に電話連絡をし迎えにきてもらう。その時に本人の状況を一緒にお伝える。
- ⑤ 消防隊への引き継ぎ
現場に到着した消防隊に、「出火場所」、「避難の状況」、「利用者数」等の状況を報告する。
- ⑥ 手当て・病院への搬送
避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、確認を行う。
ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

救急体制	火災発生時			
	火災発生			
	初期消火、酸素を中止			
	緊急時対応の指示出し（看護師）			※非常持ち出し袋を持つ
消防車要請 （職員①）	利用者救出 施設外へ連れ出す （職員全員）		緊急ベルを押す （職員③）	
119番通報	看護師の指示で施設外(前の駐車場)まで連れ出す その後、家族へ状況報告の電話をする		協会職員、2階職員を呼ぶ 出火場所を伝えること	
	安全を確保しながら利用者・職員の数、負傷者の有無を本部に連絡			
	電源が必要であれば順次県中へ避難する			
＜持ち物＞				
非常持ち出し袋（緊急連絡ファイル、バイタル測定グッズ、業務用携帯）、携帯用担架 各自の吸引器、人工呼吸器、酸素ポンプ				
＜避難方法＞				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示役の指示に従い利用者全員を避難場所に連れ出す ・ 各自のバギーに乗せて非常口、玄関から連れ出す ・ ストレッチャー2台を活用する ・ マットに寝ている児はマットごと出る ・ 入浴中の場合は直ちに中止し更衣する衣服を持ちバスタオルまたは布団をかけて出る ・ 注入中の場合は直ちに中止する 				

2. 地震対策



(1) 地震発生時

○事業所にいるとき

- ① テーブルや机の下に身を隠し、落下・転倒物から身を守る。
- ② ドア付近にいる人は、ドアを開け出口を確保する。
- ③ 窓際にいる人は、窓ガラスの飛散を防ぐためにカーテンを閉め急いで窓際から離れる。
- ④ 落下・転倒の恐れがある物（本棚、ロッカーなど）から離れる。
- ⑤ 利用者の安全を確保する

○屋外にいるとき

- ① 建物やブロック塀等倒壊の恐れのあるものから離れる。

○送迎中

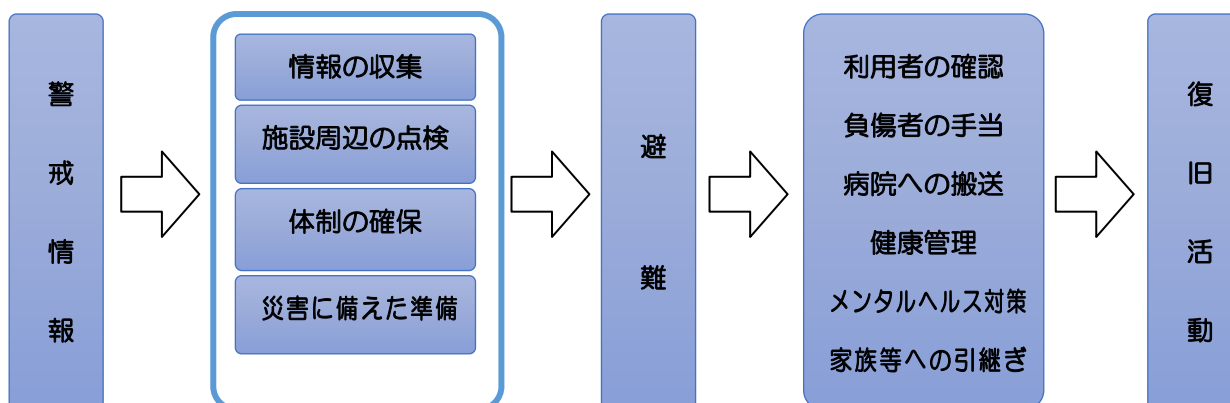
- ① 走行中に揺れを感じたら路肩に寄せて安全を確保する
- ② 事業所に連絡し指示を仰ぐ

(2) 地震沈静化後

- ① 地震沈静化後は駐車場に避難する。
- ② 安否を確認し合う。

地震発生時		
地震発生		
身の安全確保		※ヘルメット装着
緊急時対応の指示出し（看護師）		※非常持ち出し袋
非常口の確保 (職員①)	利用者救出 施設外へ連れ出す (職員全員)	緊急ベルを押す (職員③)
非常口確保 窓、ドアを開ける	布団をかぶせ落下物から身を守る 指示役の指示で施設外(前の駐車場)まで連れ出す その後、家族へ状況報告の電話をする	協会職員、2階職員を呼ぶ
安全を確保しながら利用者・職員の数、負傷者の有無を本部に連絡		
電源が必要であれば順次県中へ避難する		
<持ち物>		
非常持ち出し袋（緊急連絡ファイル、バイタル測定グッズ、業務用携帯）、携帯用担架 各自の吸引器、人工呼吸器、酸素ボンベ		
<避難方法>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示役の指示に従い利用者全員を避難場所に連れ出す ・ 各自のバギーに乗せて非常口、玄関から連れ出す ・ ストレッチャー2台を活用する ・ マットに寝ている児はマットごと出る ・ 入浴中の場合は直ちに中止し更衣する衣服を持ちバスタオルまたは布団をかけて出る ・ 注入中の場合は直ちに中止する 		

3. 風水害対策



(1) 風水害発生時

- ① 気象情報に注意しながら、建物の点検を行い、必要に応じて補強する。また屋外の飛散する恐れのある物を屋内に搬入する。
- ② 大木やブロック塀等倒壊の恐れのあるものから離れる。車やバイク等も必要に応じて移動させる。
- ③ 低地においては土嚢を準備するなど、浸水防止に努める。
- ④ カーテンやブラインドにより窓ガラスの飛散に備えるとともに、窓ガラスから離れる。
- ⑤ 土砂崩れ等が想定される地区においては、早めに避難準備を進める。

業務継続計画策定日

策定 令和5年9月1日

改訂 令和6年3月31日